

「宗像地区事務組合 清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募」募集要項

宗像地区事務組合（以下「組合」という。）の各施設に清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募により募集します。

公募参加を希望する事業者は、この募集要項をよく読み、各事項を承知した上で参加してください。

1 自販機設置条件等

（1）設置場所及び設置可能台数

自販機設置場所	設置可能台数 ※1
宗像消防署本署（宗像市田熊五丁目1番3号） 1階待機室（屋内）	3
宗像消防署赤間出張所（宗像市徳重二丁目8番1号） 庁舎裏手（屋外）	1
福津消防署本署（福津市手光2233-3） 1階階段横（屋内）	1
福津消防署津屋崎・玄海出張所（宗像市牟田尻1860番地41） 庁舎横手（屋外）	1
宗像浄化センター跡地グラウンド駐車場（宗像市曲1377番地） 駐車場（屋外）	1
宗像地区急患センター（宗像市田熊五丁目5番5号） 待合室（屋内）	1
多礼浄水場（宗像市多禮298番地） 玄関横（屋内）	1

※1 約 幅100cm×奥行70cmの自販機が設置できる台数。

（2）自販機設置台数

自販機は全設置場所に1台以上設置してください。（宗像消防署本署には3台まで設置可能です。）

（3）自販機本体

ア 寸法制限

自販機の寸法制限は、面積1m²以内、高さ200cm以内（使用電力計測用の子メーターを設置する場合の設置寸法を含む。）とすること

イ 外観

公共施設等での設置を考慮したものとすること。

ウ 環境対策

「ヒートポンプ」「LED 照明」「照明の自動点灯・消灯」「真空断熱材」「学習省エネ」「ピークシフト」等いずれか 1 つ以上の消費電力量の低減に資する技術を採用している機種であること。

エ ユニバーサルデザイン

車いす利用者でも利用可能なものとすること。ただし、宗像地区急患センター及び多礼浄水場に設置するものに限る。

オ 緊急連絡先の表示

故障等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に明示すること。

カ 機器の届出

設置事業者は、設置した自販機の仕様に関する書類を、組合総務課に届け出ること。機種変更する場合も同様とする。

キ キャッシュレス決済への対応

設置事業者は、各種電子マネー(交通系を含む)や QR コード等による電子決済機能を有する自販機を設置すること。ただし、宗像浄化センター跡地グラウンド駐車場は除く。

(4) 空容器回収箱

ア 設置事業者は、設置する自販機に併設して空容器回収箱を適切な数設置すること。

イ 空容器回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものを設置すること。

ウ 空容器回収箱は満杯にならないよう適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切に処分すること。

エ 回収時には、空容器回収箱周辺の清掃を行うこと。

(5) 取扱商品

缶、瓶、ペットボトル及び紙パック等の密閉式の容器に入った飲料等(清涼飲料水、乳飲料、栄養食品等)とし、酒類の販売は行わないこと。

(6) 販売価格

販売価格は、標準販売価格を上回らないこと。

(7) 安全対策

設置事業者は、自販機の設置にあたり、JIS 規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(8) 管理運営

ア 商品管理及び金銭管理

設置事業者は、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等を適切に行うこと。また、作業時は来館者等に十分配慮すること。

イ 苦情対応等

自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

ウ 売上金額の報告

設置業者は、年度末に各自販機毎の年間売上金額を組合総務課に報告すること。

(9) 設置許可期間

自販機の設置許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

なお、設置業者が更新を希望する場合、設置期間最終日の3か月前までに組合に更新に係る申し入れを行う必要があります。申し入れ後、設置業者は組合に新たな許可申請を行い、組合は原則同一条件をもって1年間の許可を更新します。更新は最大2回（令和11年3月31日）までとします。

(10) 費用負担等

設置事業者は、次の①から④までに掲げる費用を負担することとします。

①行政財産使用料(宗像浄化センター跡地については普通財産使用料)

ア 設置業者が使用料見積書に記入した額を月額の行政財産使用料((宗像浄化センター跡地については普通財産使用料)（以下「使用料」という。）とします。ただし、使用料見積書に記入した1台あたりの使用料が月額4,090円を下回った場合、4,090円を使用料とします。

イ 設置事業者は、年度初めに年間使用料を口座振込により組合が指定する期日までに納入することとします。

ウ 使用料の納入に係る費用は設置事業者の負担とします。

②電気使用料

ア 設置事業者が電気子メーターを設置する場合

組合は設置事業者が年度末締めで組合に報告する電気子メーターの検針結果報告に基づき算出した電気使用料を設置事業者に請求し、設置事業者は口座振込により組合が指定する期日までに納入することとします。

イ 設置事業者が電気子メーターを設置しない場合

組合は自販機ごとの年間消費電力量に基づき算出した金額（kWh×公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会「電力料金の目安単価」）1年分を設置事業者に一括請求し、設置事業者は口座振込により組合が指定する期日までに納入することとします。なお、「電力料金の目安単価」は毎年度4月1日現在の金額とします。

【参考】電力料金の目安単価（令和7年12月8日現在）：31円／kWh（税込）

ウ 電気使用料の納入に係る費用は設置事業者の負担とします。

③自販機の設置・撤去及び原状回復に係る工事費等の費用

(電源確保に係る工事も含む)

④電気子メーターの設置・撤去及び原状回復に係る工事費等の費用

(1 1) その他遵守事項等

①行政財産(普通財産)の使用に係る権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止する。

②その他定めのない事項については、協議の上決定する。

2 公募参加資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと、又はこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していない者であること。
- (2) 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (3) 暴力団及び暴力団員等との関係確認のため、当組合が所轄の警察署へ照会することを承諾する者であること。

3 公募参加申し込み

(1) 提出書類

公募に参加しようとする者は、次の書類一式を提出することとします。

①使用料見積書

②暴力団員等の排除に係る調査承諾書

③委任を証する書面(支店等に公募参加申し込みを委任する場合)(任意様式)

(2) 提出期間

令和7年12月8日(月)から令和8年1月7日(水)午後4時まで(必着)

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

組合総務課企画財政係に直接持参または郵送により提出してください。

(4) 書類様式

ア 各様式は、組合ホームページからダウンロードできます。

※「宗像地区事務組合」で検索(<https://munakatajimu.or.jp/>)

→トップページ「情報コーナー」→「その他お知らせ」→

「宗像地区事務組合 清涼飲料水等自動販売機設置事業者の公募」

イ 提出された書類は返却しません。

(5) その他

公募参加申し込みの手続きに要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

4 質問書の提出

公募に関することについて、質問がある場合は、質問書によりお問い合わせください。

質問書の提出方法は、【書類提出・問合せ先】のアドレスへのメールとします。

(質問の締め切り日は令和7年12月17日（水）15:00とし、回答は令和7年12月23日（火）までに組合ホームページ上に掲載する予定です。)

5 設置事業者の決定

使用料見積書を提出した者で公募参加資格を満たす者のうち、使用料見積書に記載された使用料の平均額が最も高い者を設置事業者とします。結果については、設置事業者のみにご連絡します。（令和8年1月22日までには設置事業者決定予定）

なお、平均額が最も高い者が2者以上あった場合は、公募に関係のない職員の立会いのもと、抽選により設置事業者を決定することとします。

6 使用許可申請

設置事業者に決定した者は、次の書類を組合が指定する期日までに提出することとします。

（1）提出書類

①行政財産使用許可申請書

※宗像浄化センター跡地については「普通財産使用許可申請書」

②設置予定自販機届出書

※設置予定箇所ごとに異なる型式の自販機を設置しようとする場合は、自販機の型式ごとに作成すること。

③設置する自販機のカタログ等

※仕様及び外観が確認できるもの

④自販機設置時の電気子メーターの検針結果(写真等)

※電気子メーターを設置した場合に限る。

（2）その他

使用許可申請の手続きに要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

7 設置事業者の決定の取消し

行政財産使用許可又は普通財産使用許可までの間に、次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者の決定後、「2 公募参加資格」を満たさなくなった場合。
- (3) その他組合が使用許可の相手方として不適当と認めた場合。

【書類提出・問合せ先】

〒811-3507 宗像市多禮298番地 宗像地区事務組合総務課企画財政係
担当 海塚、川原 電話 0940-62-0031 / ファックス 0940-62-1970
メールアドレス info@munakatajimu.or.jp

【参考データ】

○売上実績（集計期間：2024年4月から2025年3月まで）

※今回公募する仕様と異なる箇所があります。

自販機設置場所	売上金額
宗像消防署本署（宗像市田熊五丁目1番3号） 1階待機室（屋内）※3台併設のうち中央	701,920円
宗像消防署本署（宗像市田熊五丁目1番3号） 1階待機室（屋内）※3台併設のうち向かって右	685,530円
宗像消防署本署（宗像市田熊五丁目1番3号） 1階待機室（屋内）※3台併設のうち向かって左 ※乳飲料製品取り扱い	97,630円
宗像消防署赤間出張所（宗像市徳重二丁目8番1号） 庁舎裏手（屋外）	252,160円
福津消防署本署（福津市西福間一丁目1番27号） 1階通路（屋内）	536,520円
福津消防署津屋崎・玄海出張所（宗像市牟田尻1860番地41） 庁舎横手（屋外）	149,980円
宗像浄化センター跡地（宗像市曲1377番地） 駐車場（屋外）	実績なし
宗像地区急患センター（宗像市田熊五丁目5番5号） 待合室（屋内）	247,310円
多礼浄水場（宗像市多禮298番地） 玄関横（屋内）	776,660円